

衣浦港台風・地震津波等対策委員会規則

(平成25年3月31日制定)

改正 令和3年10月1日

(設置)

第1条 公益財団法人海上保安協会衣浦支部（以下「支部」という。）細則第2条第1項の規定に基づき、衣浦港における台風災害及び地震津波災害等を防止するための対策を検討するとともに、対策を推進するため、支部に「衣浦港台風・地震津波等対策委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、台風災害及び地震津波災害等を防止するため、次に掲げる事項を審議し、衣浦港長に建議するとともに、その実施を推進することを目的とする。

- (1) 情報収集及び伝達に関すること。
- (2) 船舶の避難に関すること。
- (3) 衣浦港長から諮問を受けた事項に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

(組織構成)

第3条 委員会の組織構成は、「別表1」のとおりとする。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により支部長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表して会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長に支障あるとき、その職務を代行する。
- 5 委員長は委員の中から事務局を指名する。
(委員会に事務局を設置し、事務局は衣浦海上保安署とする。)

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。
- 3 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、その代理者を出席させる。

(幹事会の設置)

第5条 台風の接近又は地震津波の来襲等が予想される場合に別途衣浦港長

が定める基準に基づく具体的な対応について港長に対し建議するため、委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会の組織構成は、「別表2」のとおりとする。
- 3 幹事長は、幹事会を代表して会務を統轄する。
- 4 副幹事長は、幹事長に支障あるとき、その職務を代行する。

(幹事会の招集)

第6条 幹事会は幹事長が招集する。

なお、台風接近等に伴う幹事会の招集日は、原則として台風の強風域等が衣浦港付近に到達する日の前日とする。

- 2 幹事会において検討され決定した事項は、委員会の決定とみなす。
- 3 幹事会の事務局は、委員会事務局が兼任する。
- 4 幹事は、やむを得ない事情により幹事会の召集に応じられない場合は、その旨、幹事会の事務局に連絡する。

(情報伝達)

第7条 港長等及び伊勢湾・三河湾台風等対策協議会から台風・地震津波災害に関する注意喚起及び勧告等の伝達があった場合並びに委員会からの連絡事項等があった場合、各委員は迅速かつ確実に傘下関係団体及び船舶（以下、「関係団体等」という。）に伝達する。

- 2 委員は、予め関係団体等へ情報伝達するための連絡手段を確立する。

(災害発生時の速報)

第8条 台風又は地震津波等に伴う次に掲げる災害等を、委員又は関係団体等が認知した場合は、速やかに港長に通報する。

- (1) 船舶海難又は海上人身事故
- (2) 船舶交通に支障を及ぼすものの流出又は漂流
- (3) 岸壁等係留施設の損傷
- (4) 岸壁荷役設備（危険物貯蔵タンクを含む）の損傷

(異常な気象海象等の対策)

第9条 委員会は、異常な気象海象及びその他の現象等により災害の発生が予想される場合は、必要な対策を講ずるものとし、この場合には、本規則を準用する。

(小型船舶の安全対策)

第10条 委員会は、台風又は地震津波等の小型船舶の安全対策につき、必要と認めた場合は、衣浦港に限らず、衣浦海上保安署管内の各漁業協同

組合、各マリーナ、各ボートクラブ等に対し、必要な措置を講ずるよう広く周知する。

附 則

- (1) この規則は、平成25年3月31日から実施する。
- (2) 同日をもって、「衣浦港台風災害防止対策委員会」及び「衣浦港地震津波災害防止対策委員会」並びにこれらに基づく細則等を廃止する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から実施する。

衣浦港における台風来襲時の対策基準について

【制定】 平成25年3月31日

改正 令和3年10月1日

衣浦港における台風来襲時の対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

衣浦港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、第一警戒体制及び第二警戒体制とし、その措置すべき対策の基準を別表1に示す。

2 警戒体制の発令基準

警戒体制等の発令基準は、原則として、次のとおりとする。

(1) 第一警戒体制(準備体制)

気象庁が発表する台風の進路予報を元に進路及びその強風域を推定(以下「台風の進路等推定」という。)した場合、強風域が衣浦港にかかるときに、その6時間前に発令する。

ただし、強風域が衣浦港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没6時間前とする。

(2) 第二警戒体制(避難体制)

台風の進路等推定した場合、暴風域が衣浦港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる3時間前に発令する。

ただし、強風域が衣浦港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没3時間前とする。

また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

3 警戒体制の解除基準

警戒体制の解除基準は、次のとおりとする。

(1) 発令が第一警戒体制のみの場合

衣浦港が強風域に入らないことが確実となったとき、又は、衣浦港が強風域から脱したときとする。

(2) 第二警戒体制が発令された場合

台風が通過し、原則として港内風速が 15m/s (10分間平均)以下となったときとする。

4 警戒体制の発令及び解除時期の伝達方法等

(1) 警戒体制の発令及び解除の時期については、国際VHFによる放送周知(なごやほあん)、名古屋海上保安部の海の安全情報(インターネット)への掲載、巡視船等による港内周知の他、事務局(衣浦海上保安署)から衣浦港台風・地震津波対策等委員会連絡網による一斉FAXに

より伝達する。

(2) 衣浦港在泊船舶に対する情報提供系統を、別図1のとおり示す。

5 対処要領

警戒体制における基本的な対処要領は別表1に定めるほか、以下によるものとする。

(1) 避難勧告等により避泊する船舶は、港外の安全な海域に避泊するものとする。

(2) (1)により錨泊する船舶は、振れ回りを考慮した安全な距離を確保するとともに、**VHF**の聴取及び見張りの励行等厳重な警戒措置を行うこと。

また、走錨防止のため、レーダー及びAIS等により自船位置の連続監視を行うこと

(3) 運航要員不足や修理中の船舶にあつては、避難が可能であれば勧告に従い避難するものとするが、困難又は不可能であれば、十分な増しもやい等による確実な係留措置を行うこと。

6 その他

台風来襲時において衣浦港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	対 策 内 容 等
第一警戒体制 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船（小型船及び汽艇を除く）は、荒天準備となし、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。 2 筏は、貯木場へ早期収容する等流木対策の準備にかかること。 3 小型船及び汽艇等は、河川その他安全な場所に避難するための準備を開始すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・台風情報、気象海象状況に留意すること。
第二警戒体制 (避難体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数1,000トン以上の船舶は、速やかに港外に退避すること。 2 筏は、貯木場への収容を完了し厳重な警戒体制につくこと。 3 小型船及び汽艇等は、河川運河その他安全な場所に避難するか又は陸揚げを行なうこと。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・走錨防止のため、レーダー及びAIS等により自船の位置を連続監視すること。 ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 ・最新の台風情報、気象海象状況及びその突然の変化にさらに注意すること。

衣浦港における地震津波への対策基準について

【制定】 平成25年3月31日

改正 令和3年10月1日

衣浦港における地震津波への対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告等の区分

衣浦港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告等の区分は次のとおりとする。

- (1) 津波注意報・津波警報・大津波警報（伊勢湾・三河湾）発表の場合
第一警戒体制及び第二警戒体制とし、その措置すべき対応基準を別表1に示す。

なお、地震津波に関する情報を入手した関係団体等は、警戒体制の発令を待たずして、速やかに別表2による措置を講じること。

また、警戒体制の解除については、地震津波に関する情報が解除された時期を原則とし、別途伝達する。

- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表の場合

南海トラフ地震注意（注意喚起）及び南海トラフ地震警戒強化（勧告）とし、その措置すべき対応基準を別表3に示す。

なお、南海トラフ地震臨時情報を入手した関係団体等は、上記勧告等の発令を待たずして、速やかに別表4による措置を講じること。

また、勧告等の解除の時期については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除された時期を原則とし、別途伝達する。

2 地震津波に関する情報解除時の対応

係留施設の管理者にあつては、係留施設の安全を確認すること。なお、船舶等の着岸係留に支障を認めた場合には、関係官公庁に連絡すること。

3 情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別図1のとおりとする。

4 退避海域等

(1) 退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた海域に退避すること。

(2) 港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波来襲までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危険度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶（大型船から小型船）の順とする。

(3) 退避完了後の措置

避泊船舶は、無線電話、船舶電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

5 緊急措置

津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあっては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、衣浦港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

また、錨泊中の船舶であって揚錨作業中に津波の来襲を受ける可能性がある場合には、走錨に備え機関を始動しておくこと。

6 突発的な地震への自主的な対応

強い地震（震度5弱以上）及び長時間のゆっくりした揺れの地震を感じた場合は、警戒体制の発令を待たずに、直ちに避難準備若しくは避難措置を講ずること。

連絡系統の輻輳及び途絶等により、警戒体制発令の伝達遅延及び伝達不能が予想されるので、あらゆる情報入手手段の確保に努め、可能な限り正確な情報入手し、対策基準に対応した措置を自主的に講ずること。

7 避難要領の策定

(1) 避難判断者の事前決定

津波警報等及び警戒体制の発令時、自社の上位判断者との連絡が取れない場合を想定し、船長、荷役責任者、バース管理者等における荷役中止、緊急離棧等の避難準備若しくは避難措置を講ずる現場での避難判断者を、予め、定めておくこと。

(2) 避難手順等の事前決定

津波警報等及び警戒体制の発令時、避難準備若しくは避難措置を講ずる際、より迅速な対応が出来るよう、緊急離棧、係留強化、関係者の避難等における具体的な判断基準、避難手順、避難場所等を、予め、定めておくこと。

(3) 小型船の避難措置

津波到達までに時間的余裕がない場合、人命最優先の措置として、乗船者は陸上施設等の高い場所への避難を優先すること。

ただし、津波警報等発令時、海上にある小型船については、人命最優先を念頭に、避難場所を海上とするか陸上とするか判断すること。

8 その他

地震・津波来襲に備え衣浦港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

別 表 1

津波注意報・津波警報・大津波警報（伊勢湾・三河湾）発表時における勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	地震津波に関する情報	対 策 内 容 等	
第一警戒体制	津波注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。 	
第二警戒体制	津波警報 大津波警報	津波来襲までの時間的余裕がある場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場へ収容すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
		津波来襲までの時間的余裕がない場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、流出の防止を図ること。 3 筏は、流出の防止を図ること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。

別 表 2

津波注意報・津波警報・大津波警報（伊勢湾・三河湾）に対する船舶等の対応表

地震津波に関する情報	津波来襲までの時間的余裕の有無	船 舶 等 の 対 応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・原則港外退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯木場へ収容又は流出防止
津波警報 大津波警報	有	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・港外退避 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯木場へ収容
	無	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・港外退避 ・係留避泊 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避、係留避泊 又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・流出防止

(注) 係留避泊とは、「係留策の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること」を含む

別 表 3

南海トラフ地震臨時情報発表時における勧告等の区分と対策内容

勧告等の区分	南海トラフ地震臨時情報の内容	対策内容等	留意事項
南海トラフ地震注意 (注意喚起)	巨大地震注意	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波注意報・津波警報・大津波警報（伊勢湾・三河湾（以後、津波警報等という））における勧告が発令されている場合は、本注意喚起を発令しない。 2 津波警報等における勧告が解除された際に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されている場合は、本注意喚起に切換える。 3 本注意喚起が発令されている時に津波警報等が発表された場合は、津波警報等における勧告に切換える。
南海トラフ地震警戒強化 (勧告)	巨大地震警戒	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること。 2 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 3 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報等における勧告が発令されている場合は、本勧告を発令しない。 2 津波警報等における勧告が解除された際に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されている場合は、本勧告に切換える。 3 本勧告が発令されている時に津波警報等が発表された場合は、津波警報等における勧告に切換える。

別 表 4

南海トラフ地震臨時情報に対する船舶等の対応表

南海とトラフ地震臨時情報の内容	船 舶 等 の 対 応		
	港内在泊船	工事作業船	いかだ
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 荷役実施の検討 避難方法等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 工事作業実施の検討 避難方法等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 貯木場へ収容又は流出防止措置の検討
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 港外退避準備 港外自主退避 	<ul style="list-style-type: none"> 工事作業中止の検討 自主的な港外退避又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な貯木場へ収容又は流出防止措置